

コーポレート・ガバナンス報告書

2026 年 4 月 30 日

株式会社 Y o t t a v i a s

代表取締役 高岡 悦幸

問合せ先：取締役 長谷川 一正

03-4214-8484

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、企業理念である『すべてのステークホルダーに支持される企業』として共存共栄を図りながら、企業としての社会的責任を自覚し持続的な成長と企業価値を高めていくことの実現を目指します。

このためにも、コンプライアンスを重視し、内部統制の整備、経営の透明性と健全性、適法性を確保しつつ業務執行体制の確立を図っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社よりみち	220,000	57.0%
株式会社 Daiko Communications	57,500	14.9%
高岡 悦幸	35,000	9.0%
飯島 正博	12,000	3.1%
株式会社ユニテッドトラスト	12,000	3.1%
株式会社ライフイン24 g r o u p	11,800	3.0%
高岡 千春	8,000	2.0%
伊藤 邦雄	6,000	1.5%
今井 敏春	4,000	1.0%
関 康宏	4,000	1.0%

支配株主名	株式会社よりみち
-------	----------

親会社名	-
親会社の上場取引所	-

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	TOKYO PRO Market
決算期	1 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100 人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100 億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10 社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要といたします。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はございません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名以内 うち監査等委員である取締役 5 名以内
定款上の取締役の任期	取締役(監査等委員である取締役を除く。)1 年 監査等委員である取締役 2 年
取締役会の議長	代表取締役社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
栢原 和男	弁護士											
西田 雅俊	公認会計士											
大西 翼	医師											

※1 会社との関係についての選択項目

- a.上場会社又はその子会社の業務執行者
- b.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c.上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h.上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k.その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
栢原 和男	○	-	該当事項はありません。	長年にわたる弁護士としての経験を有することから、専門知識と企業法務に関する知識を持ち、監査等委員として当社取締役の職務執行の適法性監査並びに内部統制システムの改善に監査等委員としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
西田 雅俊	○	-	該当事項はありません。	公認会計士としての企

				業会計及び税務に関する専門的知見を有することから、社外取締役として当社取締役の業務執行の適法性監査並びに内部統制システムの改善に監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
大西 翼	○	-	該当事項はありません。	M B Aを有しており経営の専門知識と企業の常識にとらわれない客観的な立場から、監査等委員として当社取締役の職務執行を監査等委員としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

【監査等委員会】

委員の構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員	3	0	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり
----------------------------	----

現在の体制を採用している理由

適切な情報の伝達、十分な情報の収集や会計監査人及び内部監査部門との日常的な連携を促進するために、監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人を選任しております。また、補助使用人等の指揮命令・人事等に関しては、監査等委員会が検討するものとしております。
--

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員、会計監査人、内部監査部門は、相互に連携して、三者間で定期的に会合を開催し、課題・改善事項等の情報共有を図っており、効率的かつ効果的な監査を実施するように努めております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	選任していない
その他独立役員に関する事項	
なし	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

当社では役員報酬の総額を開示しております。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役(監査等委員である取締役を除きます。)の個人別の報酬についての決定に関する方針

1. 基本方針

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬は基本報酬のみとし、各取締役(監査等委員である取締役を除く。)報酬等の額の決定に際しては、職責等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

2. 基本報酬の個別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

基本報酬は、月例の固定報酬とし、毎月均等に支給する。その額は、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定する。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役をサポートするスタッフは配置しておりますが、必要に応じて経営管理部がサポートする体制をとっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

a. 取締役会

当社の取締役会は、5名の取締役（うち監査等委員である取締役3名）で構成されております。

取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、「職務権限規程」、「取締役会規程」その他の当社諸規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。なお、定例取締役会が毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項を決定しております。

取締役は、会社の業務執行状況を取締役に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。

b. 監査等委員会

当社は監査等委員会制度を採用しており、3名（うち社外監査等委員である取締役3名）で構成されております。

監査等委員会は、「監査等委員会規程」に基づき、取締役の業務執行状況を適正に監査しております。また、監査等委員である取締役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

c. 会計監査人

当社はOAG監査法人を会計監査人として選任しております。また、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき監査を受けております。なお2026年1月期において監査を執行した公認会計士は今井基喜氏、高橋大樹氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士7名、その他3名であります。

なお当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

d. 内部監査

代表取締役が承認した監査計画に基づき、業務執行部門の活動全般に関して内部監査を実施し、監査結果を代表取締役に報告するとともに監査役に報告するものとします。各部の監査結果及び改善点につきましては、内部監査担当より代表取締役に対し報告書及び改善要望書を提出する体制をとっております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、コーポレート・ガバナンス体制の一層の強化及び迅速な意思決定を実現するため、2024年4月30日開催の定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行を内容とする定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって監査役設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。

III. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主の皆様が議決権行使に必要な議案検討のための時間を十分に確保できるよう、早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は1月期決算で株主総会の開催は4月下旬のため、株主総会の開催が集中することは少ないと考えておりますが、より多くの株主の皆様が参加できるような開催日を設定するよう留意いたします。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき事項として考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき事項として考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	現時点で招集通知(要約)の英文での提供予定はありませんが、事務負担、費用及び今後の外国人株主の割合等を総合的に勘案し、検討してまいります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社のホームページ上のIR専用ページにおいて公表しております。	
アナリスト・機関投資家等の特定投資家向けに定期的説明会を実施	現時点では未定ですが、適宜実施することを検討してまいります。	なし
海外投資家向けに定期的説明会を開催	現時点では未定ですが、適宜実施することを検討してまいります。	なし
IR資料をホームページ掲載	当社ホームページに掲載しております。 https://yottavias.co.jp/	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営管理部がIRを担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等により ステークホルダー の立場の尊重につ いて規定	当社は、株主、投資家、地域社会をはじめとする全てのステークホルダーの皆様に対して、適時・適切に会社の情報を開示することは上場企業としての責務であり、この責務を果たすことが健全な証券市場を担う一員として必要不可欠であることを十分に認識し、常に株主や投資家の皆様の視点に立ち、迅速・正確かつ公平な会社情報の開示を行うことができることが重要であると考えております。
環境保全活動、CSR 活動等の実施	現在具体的な検討は行っておりませんが、今後、検討課題であると考えております。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務の適正を確保するために必要な体制（以下「内部統制システム」といいます。）に関する基本方針並びに体制整備に必要な事項について次のとおり決議いたしております。

なお、当社は、現状の内部統制システムを確認すると同時に、継続的な見直しによって、その時々
の要請に合致した、内部統制システムの構築を図っております。

(a) 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について

- ・監査等委員会設置会社としての当社における内部統制システムの整備に関する方針を定めるとともに取締役及び使用人の法令等遵守の徹底に努めております。
- ・当社は、取締役会の監督機能の維持・向上のため、社外取締役を継続して選任しております。
- ・内部統制システムが有効に機能しているかを確認し、その実行状況を監視するための体制として内部監査員を配置しております。
- ・法令等の遵守に関する規程を含む社内規則を定め、取締役及び使用人に行動規範を明示することで、法令等遵守の徹底を図っております。
- ・法令等の遵守体制強化の一環として、内部通報制度を導入し、取締役及び使用人が、監査等委員会及び顧問弁護士にコンプライアンス上の情報を直接、連絡できるルートを確認しております。なお、当該通報をしたこと自体による不利益な取扱いの禁止等通報者の保護を徹底することを定めております。

(b) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について

- ・取締役会その他の重要な会議の意思決定に係る情報及び稟議書等、その職務執行に係る情報の保存及び管理については、文書管理規程等の社内規則を定めて、情報の適切な記録管理体制を整備しております。

(c) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制について

- ・当社の事業に関連して想定可能なリスクを認識、評価する仕組みを定め、関連部署においてリスクを予防するための規則、ガイドライン等の制定、管理、運用、監視等の実施により個別リスクに対応する仕組みを構築しております。
- ・情報セキュリティ管理及び個人情報保護に係る関連規程を制定し、当社の事業活動における機密情報及び個人情報等の情報資産の管理徹底と適切な保護を行い、また、研修及び啓発の実施等を通じて、その重要性及び取扱方法の浸透・徹底を図っております。

(d) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について

- ・経営上の重要事項に関する執行役員 社長（以下「社長」といいます。）の諮問機関として経営会議を設置しております。
- ・取締役及び使用人の効率的な職務執行を可能とするための組織体制を整備するとともに、IT の整備及び利用により、経営意思決定を効率的にできる体制を整備しております。

(e) 当社の監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び使用人を置くことを求めた場合における当該取締役及び使用人に関する事項について

- ・監査等委員会の職務を補佐する使用人を監査等委員会室に配置しております。

(f) (e) 項の取締役及び使用人の他の監査等委員でない取締役からの独立性に関する事項について

- ・監査等委員会は監査等委員でない取締役から独立した組織としております。
- ・監査等委員会は、監査等委員会に所属する使用人の人事異動及び人事評価等について事前に報告を受け、必要な場合は社長に対して変更を申し入れることができるものとしております。

(g) (e) 項の取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・監査等委員会に所属する使用人は、監査等委員会の指揮命令に従い、職務を遂行しております。

(h) 当社の監査等委員でない取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制について

- ・監査等委員である取締役（以下「監査等委員」といいます。）は、経営会議その他の重要な会議に出席しております。
- ・監査等委員でない取締役及び使用人は、監査等委員と定期的に会合を行い、監査等委員会との意思疎通を図っております。
- ・職務権限規程に基づく決裁・報告事項のうち、重要な事項は、監査等委員を経由して監査等委員会にも報告されるほか、必要に応じ、監査等委員でない取締役及び使用人が、法定の事項及び全社的に重大な影響を及ぼす事項について、同様に監査等委員会への報告・説明を速やかに行っております。
- ・内部通報制度においては、監査等委員会も直接の窓口になっております。

(i) (h) 項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制について

- ・当社のコンプライアンス規程において、前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことが明記されております。

(j) 当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針について

- ・当社は、監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査等委員の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じるものとします。

(k) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況について

- ・市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体とは一切の関係を持たないとする「反社会的勢力・団体との関係不保持」を基本方針として定めております。
- ・当社のコンプライアンスについて規定したコンプライアンスマニュアルにおいて、コンプライアンスに関する具体的な規範の一つとして反社会的勢力・団体との関係不保持を定めております。
- ・反社会的勢力への対応につきましては、顧問弁護士及び所轄警察署と緊密な連携の下、迅速に対応できる環境を整えており、また反社会的勢力に関する動向の把握に努めております。
- ・当社所定の標準契約書式に反社会的勢力排除条項を盛り込み、反社会的勢力の不当要求防止に関する社内研修を実施する等反社会的勢力排除に取り組んでおります。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力とはいかなる関係も持たず、不当要求等については毅然とした態度で対応することを方針としております。その内容につきましては、当社における反社会的勢力排除規程を制定しており、社内通達や朝礼等の機会を利用し、定期的に周知徹底を図っております。

V. その他

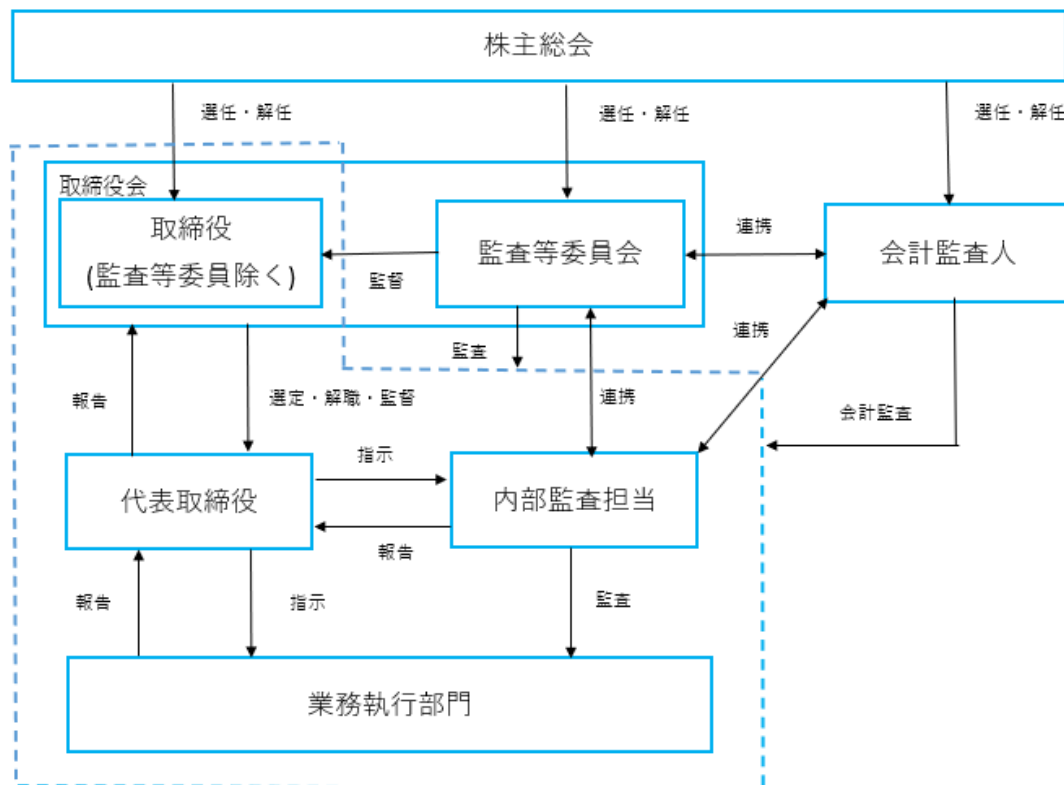
1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

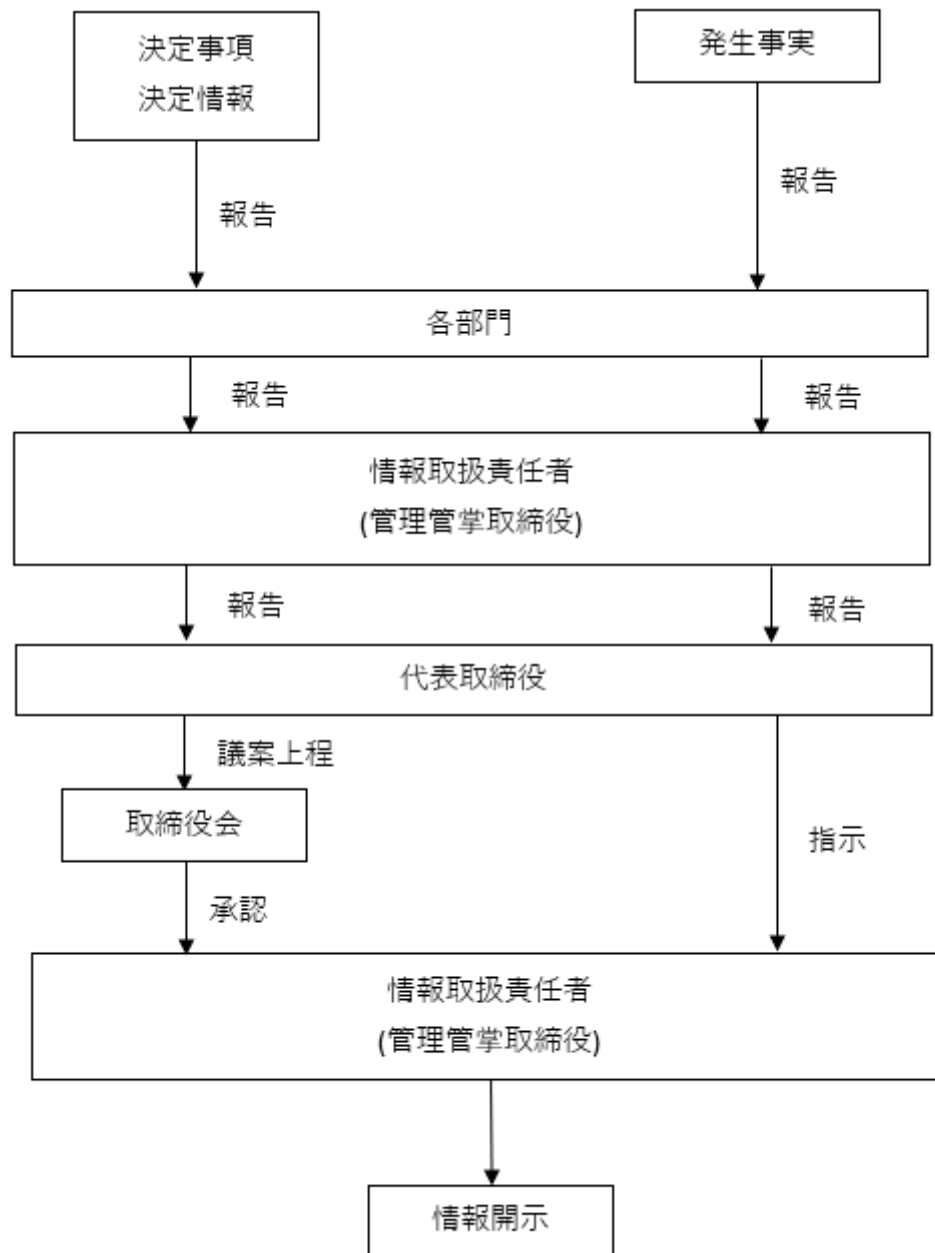
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示体制は下図のとおりであります。
--

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】



以上